

様式第 1 (第 1 条関係)

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和 6 年 3 月 1 日

岩手県知事 達増 拓也 殿

岩手県奥州市前沢字七日町裏 71 番地
前沢商工会 会長 菅原 繁夫



岩手県奥州市水沢大手町一丁目 1 番地
奥州市市長 倉成 淳



商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 1 項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

(備考)

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第 5 条第 5 項に規定する経営指導員の氏名：菅野 晴行、工藤 和人

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害等のリスク

本市は、岩手県南内陸部のほぼ中央に位置し、北は北上市、西和賀町、金ヶ崎町、花巻市、南は一関市、平泉町、東は遠野市、住田町、西は秋田県に接し、東西に約 57 km、南北に約 37 kmの広がりを持ち、胆江広域生活圏に属している。主要各地域への距離は、県都盛岡市には北へ約 65 km、仙台市には南へ約 118 km、東京都へは約 470 kmの位置にある。

また、市の中央を北から南に北上川が流れており、市の北部は、胆沢川が西から東に流れ、北上川に合流している。市の西部は、焼石岳を中心とした山岳地帯であり、胆沢川が形成した胆沢扇状地が広がる。この扇状地は、胆沢川が流路を北方に遷移させながら段丘状に大地面を発達させている。市の東部は、平坦、中間、北上山系寄り緩傾斜地帯からなっている。平坦地帯は北上川やその支流の沖積地、中間地帯は北上川支流の沖積地と緩段丘、緩傾斜地帯は高原山地と低山地で形成されている。市の南部は、西部山岳地帯から衣川を経て、北上川やその支流の堆積地からなる平坦地まで起伏の多い地形となっている。

【前沢地域の地形地域区分】

大区分	地形地域の特性
平坦・高台地帯	北上川両側は平坦地帯で標高 20～28mであり、西部は高台となっている。農地として開けた肥沃地で県南地方屈指の穀倉地帯である。
丘陵山岳地帯	東部は北上山系の丘陵山岳地帯となっている。区域の東部に標高 596 mの東稲山がある。

【前沢地域の地質】

北上川を中心とする第四系沖積層の平坦地、西部台地は第四洪積層の平坦地、そして、河川流域の低地は沖積層からなっている。また、北上川東部の北上山系に続く山岳丘陵地のうち、岩手県道 106 号前沢東山線以南は第四系、第三系が主であり、県道以北の姉体地区は新第三系の火成岩類及び古生層が折り重なって複雑な地層となっている。

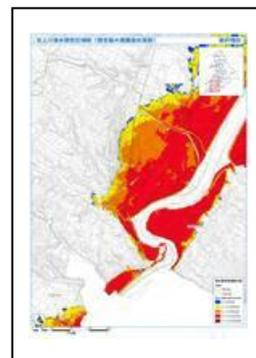
当市では自然的条件及び過去の災害発生状況から「奥州市ハザードマップ（前沢・胆沢・衣川地区）」(https://www.city.oshu.iwate.jp/kurashi_tetsuzuki/anzen_anshin/1/1/7191.html)を作成し、次のような災害の発生を想定している。

【洪水：奥州市ハザードマップ（前沢・胆沢・衣川地区）】

1) 想定最大規模降雨による洪水浸水想定区域図（前沢地区）

想定最大規模の降雨（明治橋地点下流：北上川流域の2日間の総雨量 264 ミリメートル）により氾濫（堤防が破堤した場合の想定を含む）した場合に浸水が想定される区域と浸水深をシミュレーションにより予測したものとなっている。

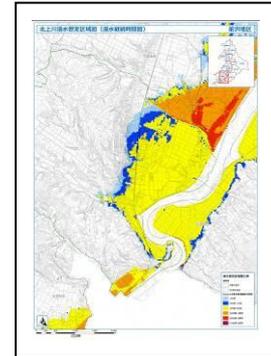
当商工会が入っている奥州市前沢総合支所付近（奥州市前沢字七日町裏地内）では、洪水による浸水が発生した最悪の場合、その深さは 50 cmから 3mとなり床上浸水となることが予想されている。



2) 想定最大規模降雨による浸水継続時間（前沢地区）

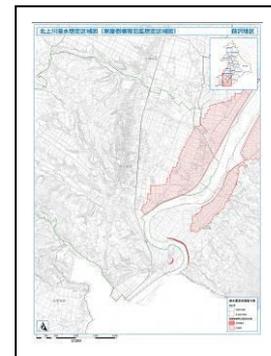
1) と同様の想定最大規模降雨による河川の氾濫で浸水した場合に、歩行が困難となる 50 センチメートル以上の浸水が継続する時間をシミュレーションにより予測したものとなっている。

当会が入っている奥州市前沢総合支所付近（奥州市前沢字七日町裏地内）では、洪水による浸水が発生した場合の浸水継続時間は、24 時間（1 日）となり、イオン前沢店周辺では、24 時間（1 日）から 72 時間（3 日）となることが予想されている。



3) 家屋倒壊等氾濫想定区域（氾濫流、河岸浸食）前沢地区

1) と同様の想定最大規模降雨による河川の氾濫により、家屋の倒壊等をもたらすような氾濫の発生が想定される区域をシミュレーションにより予測したものとなっている。前沢地域を縦断して流れる一級河川「北上川」両岸を中心に一部河岸浸食を伴いながら広範囲にわたる氾濫流が予想されている。

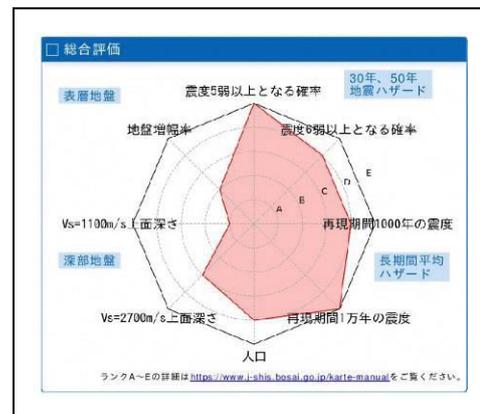


【地震：J-SHIS】

平成 23 年 3 月 11 日の東北地方太平洋沖地震の被害の多くは、従前の被害想定をはるかに超える結果であったことを踏まえ、当面の防災対策には、地震、津波の規模が想定よりも大きい可能性も十分に視野に入れて、平成 23 年の東北地方太平洋沖地震並びに過去の最大クラスの海溝型地震及び内陸直下型地震を想定している。

当会が所在する奥州市前沢字七日町裏付近における地震ハザードステーション/2023 年基準の地震ハザードカルテでは、今後 30 年間に震度 5 弱以上の地震が発生する確率が 92.9%と高い数値を示している。

また、表層地盤が扇状地であることから、ゆれやすさ全国上位 17%（値が小さいほど、全国の中で比較的揺れやすい地域）と評価されていることが特徴として挙げられる。



【奥州市における過去の主な災害事例】

1) 岩手・宮城内陸地震

平成 20 年 6 月 14 日、岩手県内陸南部を震源とするマグニチュード 7.2 の地震が発生し、奥州市の震度は、衣川 6 強、胆沢 6 弱、水沢・江刺・前沢 5 強を記録した。主な被害状況は、死亡 1 名、重傷 7 名、軽傷 25 名、住宅全壊（焼）1 棟、半壊 2 棟、一部損壊 450 棟以上、停電土砂せき止め、道路の通行止め等が多数発生し、各施設の破損も確認された。また、最大 1,000 戸が断水し、その復旧には約 1 ヶ月半を要した。

2) 東北地方太平洋沖地震（東日本大震災）

平成 23 年 3 月 11 日、太平洋三陸沖を震源とするマグニチュード 9.0 の地震が発生し、奥州市内では、前沢、胆沢、衣川で震度 6 弱、水沢、江刺で震度 5 強を記録した。負傷者 6 名、住家一部損壊 64 棟、電力は市内全戸約 52 時間停電、胆沢を除く区域で断水が発生、電話の通信障害が 7 日間発生、公共交通機関の運休、北上川に架橋する 8 橋のうち 2 橋が通行止めとなるなど、甚大な被害を被った。避難所を 15 日間、最大時 17 箇所開設し、避難者は延べ 1,258 人となった。

同年 4 月 7 日には、余震も発生し、江刺、前沢、衣川で震度 6 弱、水沢で 5 強を記録し、負傷者 15 名、住家全壊 51 棟、大規模半壊 45 棟、半壊 366 棟、一部損壊 2,918 棟、電力は市内全戸約 22 時間停電、胆沢を除く区域で断水が発生、公共交通機関の運休、北上川に架かる 8 橋のうち 4 橋が通行止めとなるなど、甚大な被害を被った。また、避難所を 21 日間、最大時 7 箇所開設し、避難者は延べ 440 人となった。

(2) 商工業者の状況（出典：総務省・経済産業省「令和元年経済センサス」）

- ・商工業者数 522 人
- ・小規模事業者数 399 人

内訳

業種	商工業者数	小規模事業者数	事業所の立地状況等
建設業	63	59	地区全域に点在
製造業	76	53	本杉、塔ヶ崎、前沢 IC 工業団地に集中
卸・小売業	175	115	地区を縦断する旧国道 4 号線沿に集中
サービス業	81	51	地区全域の点在
その他	127	121	地区全域に点在
合計	522	399	

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

①地域防災計画の策定

奥州市地域防災計画は、市域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から保護するため災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 42 条の規定に基づき、奥州市防災会議が作成した計画で、各防災関係機関がそれぞれ全機能を有効に発揮し、相互協力して防災の万全を期するために必要な災害予防、災害応急対策及び災害復旧・復興に関する事項を定めて、随時見直しを行っている。

②防災備品の備蓄

奥州市地域防災計画に基づき、災害発生直後から飲料水、食料、生活必需品等の流通が確保されるまでの間、被災者の生活を支えるため、必要な物資を備蓄計画（品目、数量、配置場所）に基づき、性別、性的マイノリティ（LGBT 等）のニーズの違いや高齢者、障がい者、難病患者、食物アレルギーを有する者、宗教上の理由により食事制限のある者、乳幼児及び妊婦等（要配慮者）の多様なニーズに配慮しながら備蓄し、定期的な点検と更新を行っている。

③防災に関する情報提供

市では防災に関する情報について、広報や市ホームページによる周知のほか、市内の浸水想定区域や土砂災害警戒区域、避難所、防災に関する情報など、災害に役立つ情報を盛り込んだ「奥州市ハザードマップ」（令和 5 年 3 月発行）の市内全戸への配布や奥州市公式アプリ「ぼちっと奥州」の活用を呼び掛けるなど「自分の命は自分で守る」ことを基本に日頃の備えの大切さを発信している。



④感染症予防計画の策定

市では、被災地域における感染症の発生を未然に防止するとともに、感染症の蔓延を防止するため、別途「実施要領」を定め、関係機関との連携の下に必要な措置を講ずることとしている。

2) 当会の取組

①事業者BCPに関する国の施策の周知

小規模事業者に対して、国が発行した「事業継続力強化計画認定制度のご案内」等のリーフレット等の関係資料を小規模事業者に配布することで、BCPの必要性や施策活用に関する情報の提供を行っている。

②小規模事業者の事業継続力強化計画の策定・申請支援

小規模事業者が策定した防災・減災の事前対策に関する計画を経済産業大臣が「事業継続力強化計画」として認定する制度で、認定を受けた小規模事業者は、税制措置や金融支援、補助金の加点などの支援策を受けられる。小規模事業者から相談を受けた場合には、計画策定・申請支援を行っている。

③損害保険の加入促進

小規模事業者に対する火災や地震など財産のリスクを始めとして、経営、休業、自動車、労災事故、賠償責任などのリスクに備える各種損害保険等について、全国商工会連合会、岩手県商工会連合会、岩手県火災共済協同組合等と連携し、普及・加入促進を行っている。

④災害時における会員被災状況の収集

これまで、東日本大震災を始め台風等の自然災害の際は、会員事業者の被災状況について情報を収集し、岩手県商工会連合会並びに奥州市へ報告している。

II 課題

当市、当会の小規模事業者の防災対策への支援における課題は、次のとおりである。

①事業者BCPの策定推進強化

事業者BCPの策定を始めとする防災・減災対策に関する市全体の取組状況は啓発段階にあり、事業者独自の策定の動きやこれらを支援する商工会の動きも本格化していないことから、発災時に備え、小規模事業者に対する支援を強化する必要がある。事業者に影響を与えかねな

い災害として、自然災害とともに感染症に対しても対策を講じる必要がある。大半の事業者は基本的な感染症対策について実施しているが、感染症蔓延などの緊急事態に遭遇した場合に備え、これらリスクも踏まえたBCP計画策定を推進する必要がある。

②策定支援スキル習得の課題

職員の事業者BCP策定に関する支援スキル習得が課題である。支援スキル習得に向け、各種セミナー・研修の受講による知識習得、専門知識やノウハウを持つ専門家や損害保険会社との連携が必要である。

③災害応急対策に関する市と商工会の連携体制の構築

現状では、それぞれ事前対策や応急対策を行うこととなっており、両者の連携・協力体制が具体化されていない。発災時に、速やかな応急対策を講じるために、両者の連携・協力体制を具体化する必要がある。

III 目標

奥州市地域防災計画に基づき、今にでも発生し得る大規模自然災害に備え、中小企業等に対する事前防災や事後の素早い復旧等の対策について、市、商工会が一つになって取り組むこととする。特に市内前沢地域の小規模事業者に対して「いかなる大規模災害が発生しても、経済活動を機能不全に陥らせない」ことを目標とした事業継続力強化のために次の取組を行う。

①市内前沢地域小規模事業者へのBCP策定支援の強化

市内前沢地域小規模事業者に災害リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知すると共に専門家や損保会社等との連携による個別支援の体制を構築し、小規模事業者のBCP策定支援を強化する。

②被害の把握・報告ルート確立

発生時における連絡体制を円滑に行うため、市、当会との間における被害情報報告ルートを構築する。

③速やかな応急・復興支援策を行うための連絡体制確立

発災後速やかな応急対策や復興支援策を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

前沢商工会と奥州市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

< 1. 事前の対策 >

奥州市地域防災計画に基づき根本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

市内前沢地域小規模事業者に対するBCP策定の必要性についての普及・啓発を目的として、年度事業計画に次の事業毎に目標数を定め、それぞれの目標に向けた取組を行うこととする。

①ハザードマップによるリスクの周知

経営指導員等が巡回指導の際に奥州市ハザードマップ等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）について説明する。

②広報等による啓発活動

商工会報や市広報、ホームページ等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。

③事業者BCP策定に関する支援

小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組可能な簡易的なものを含む）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。また、事業継続の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーや行政の施策の紹介、損害保険の照会等を実施する。

【商工会が取り扱っているリスク軽減のための損害保険等】

■財産リスク	○火災・自然災害、地震・噴火等に伴う建物・什器の損害補償 ○自動車運行に伴う事故の賠償補償
■休業リスク	○事業主・従業員の休業所得補償 ○災害に伴う事故の賠償補償
■経営リスク	○取引先の倒産に伴う債権回収困難になった場合への備え ○事業主・家族・従業員のけが、病気、ガン等への備え ○廃業・退職後の生活資金積立 ○従業員の退職金積立
■自動車のリスク	○自動車運行に伴う事故の賠償補償
■労災事故のリスク	○業務災害・ハラスメント等の管理者賠償責任補償

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

・(別添参照)「前沢商工会危機管理マニュアル」(令和6年2月更新)

3) 関係団体等との連携

職員向けをはじめBCP策定セミナーや個別支援について、損保会社等に専門家派遣を依頼し協力を求める。また、関係機関への普及啓発ポスターの掲示やリーフレット等の備え付けを依頼する。

4) 事業者BCP策定のフォローアップ

市内前沢地域小規模事業者のBCP策定の取組状況を把握、毎年度、策定の有無・内容等についてデータベース化するとともに、計画更新が的確に行われているかどうかフォローアップを行う。また、当会と市で定期的に会議を開催し、状況確認や改善等について協議する。

5) 当該計画に係る連絡体系の構築と訓練の実施

大規模な地震・津波災害（平成23年東北地方太平洋沖地震クラス及び日本海溝・千島海溝地震）が発生したと仮定し、当市との連絡ルートの確認等を行う。また、必要に応じて訓練を実施する。

< 2. 発災後の対策 >

災害発災時には、人命救助を第一として、その上での次の手順で地区内の被害状況を把握し、応急対応方針の決定をはじめ、関係機関への連絡等の対策を進めることとする。

1) 応急対策の実施可否の確認

① 応急対策の定義

応急対策とは、各団体がそれぞれのBCPで定める「安否確認」、「時間外・休日の職員の参集」に加え、参集した後に実施する応急業務及び事業継続するための優先度が高い「非常時優先業務」のことをいい、中でも、本計画の中で当市、当会が連携して行う応急対策は次の業務とする。

連携して実施する応急対策（非常時優先業務）

- ア) 緊急相談窓口の設置・相談業務
- イ) 被害・経営課題の把握業務
- ウ) 復興支援策を活用するための支援業務

② 役職員の安否確認と被害概要及び参集可能人数等の確認

奥州市の地域防災計画及び当会の危機管理マニュアルに従い、それぞれ安否確認を行う。安否確認の際には、1) 本人・家族の被災状況、2) 近隣の家屋や道路に関する被害状況、3) 出勤できる状態かどうかについても情報を集めることとする。

【各団体の安否確認の対象と目標時間】

団体名	安否の対象と目標時間
奥州市商業観光課	【職員】 発災後、速やかに連絡網（携帯電話）で確認
前沢商工会	【職員】 発災後1時間以内に携帯電話またはSNS等にて確認 【正副会長】 3時間以内に携帯電話・Eメール等にて確認 【役員】 2日以内に携帯電話・Eメール等にて確認 【会員】 5日以内に会員安否を確認

③ 安否確認結果の共有と関係機関等への連絡

発災後2時間以内には、当市、当会間で安否確認結果や大まかな被害状況等を共有する。安否確認結果の連絡窓口

団体名	安否確認結果の連絡窓口	
	第1順位	第2順位
奥州市商業観光課	課長	課長補佐
前沢商工会	事務局長	上席の経営指導員

2) 応急対策の方針決定

安否確認や被害概況等の把握・共有した時点で、奥州市と前沢商工会で応急対策の実施方針を協議・決定するものとする。

方針決定は、当会と当市の二者間による協議で決定することとし、想定する応急対策の内容は、概ね次の判断基準とする。

【被害規模の目安と想定する応急対策の内容（判断基準）】

被害規模	被害の状況	想定する応急対策の内容
大規模の被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 10%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 1%程度の事業所で「床上浸水」、建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・ 被害が見込まれる地域において連絡が取れない、若しくは交通網が遮断されており確認ができない。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務 3) 復興支援策を活用するための支援業務
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地区内 1%程度の事業所で「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等比較的軽微な被害が発生している。 ・ 地区内 0.1%程度の事業所で「床上浸水」、「建物の全壊・半壊等、大きな被害が発生している。 	1) 緊急相談窓口の設置・相談業務 2) 被害調査・経営課題の把握業務
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none"> ・ 目立った被害の情報がない。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 特に行わない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

【被害情報等の共有間隔】

期 間	情報に関する間隔
発生後～1週間	1日に2回（12時、17時）共有する
1週間～1ヵ月	1日に1回（17時）共有する
1ヵ月以降	1週間（金曜日）に1回共有する

< 3. 発災時における指示命令系統・連絡体制 >

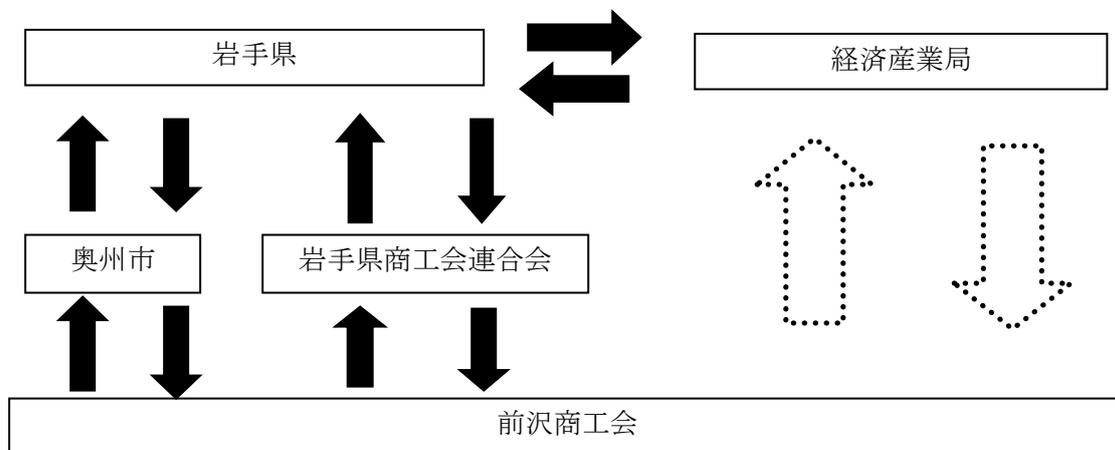
発災時に地域内事業者の被害状況の報告及び指揮命令の仕組みを構築し、二次被害を防止するため被災地域での活動を行うことについての決定、被害の確認方法・被害額の算定方法、共有した情報の県等への報告方法については予め確認しておく。

1) 指示命令系統・連絡体制図

自然災害等発生時に、地域内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。

なお、指示命令系統は、奥州市地域防災計画及び当会「危機管理マニュアル」に記載のとおりとする。

【連絡体制図】



2) 2次被害を防止するために被災地域で活動を行うことの決定

二次被害を防止するために、被災地域で活動を行うことについては、仮称 奥州市事業継続力強化支援協議会長（市商工観光課長）が奥州市災害対策本部の指示に従いながら、活動方針を決定し、当会に指示等を行う。

3) 被害の確認方法・被害額の算定方法

①被害シートの統一

被害を迅速かつ的確に把握するため、被害調査シート、集計・報告シートを別途定め、2者で共通に用いるものとする。

②被害額の算定の対象

奥州市地域防災計画に基づき、当会が主として把握する被害のうち、被害額を把握するものは、「非住家被害」と「商工被害」の2つとする。

4) 共有した情報の報告方法

当会と当市が共有した情報を当会は岩手県商工会連合会へ、当市より岩手県へ報告する。なお当会が岩手県商工会連合会へ報告する手段として、岩手県商工会連合会作成の緊急時連絡先にメール報告するとともに、商工会災害情報報告システムを活用する。

< 4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援 >

①相談窓口の開設

当会は市と協議の上、安全性が確認された場所において相談窓口を開設する。併せて、国・県から相談窓口設置に関し特別に要請を受けた場合は、これに従うものとする。

②被害状況の把握と被害事業者施策の周知

地区内小規模事業者等の被害状況を詳細に確認すると共に応急時に有効な被災事業者施策（国・県・市等の施策）について、巡回指導を始め、会報、ホームページ、説明会等により地

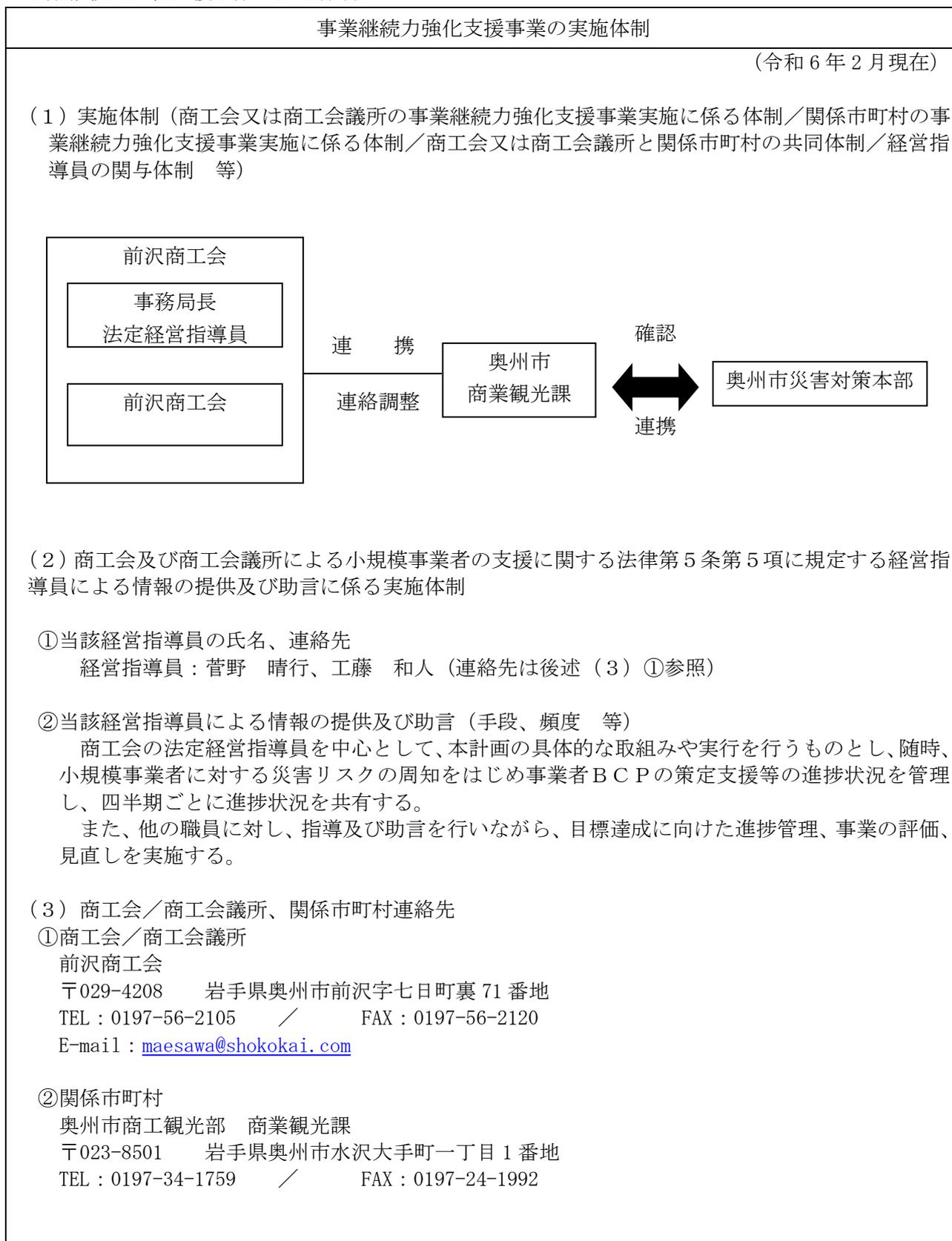
域内小規模事業者等に周知する。

< 5. 地区内小規模事業者に対する復興支援 >

- 岩手県及び奥州市の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域から応援派遣等を岩手県商工会連合会に相談する。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	100	100	100	100	100
・ 専門家派遣費	30	30	30	30	30
・ セミナー開催費	30	30	30	30	30
・ パンフ、チラシ作成費	40	40	40	40	40

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、奥州市補助金、岩手県補助金、手数料収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
連携者なし
連携して実施する事業の内容
連携して事業を実施する者の役割
連携体制図等